

2 高小中第 1 5 9 7 号  
令和 3 年 2 月 2 4 日

各市町村（学校組合）立学校長 様

高知県教育委員会事務局小中学校課長  
（ 公 印 省 略 ）

臨時的任用教職員等の離職手続き及び月例報告について（依頼）

このことについて、3月には多くの期限付講師等の離職が予定されています。離職手続きは、公共職業安定所への提出期日が定められておりますので、下記により期限厳守で小中学校課へ提出をお願いします。

なお、令和3年度における期限付講師等の事務手続きについては、別途通知します。

記

## 1 出勤簿について

### （1）対象職員

臨時的任用教職員、再任用職員

※令和3年4月1日からも同じ学校で任用される場合等であっても提出してください。

### （2）提出方法及び注意事項

A4サイズに縮小し、右上隅に学校名と職員番号を記入し、FAXしてください。

\*採用日から離職日までの全ての雇用期間分が必要です。

\*送付票不要

### （3）提出期限

ア 3/30までに離職される方

令和3年3月31日（水）17:00必着

イ 3/31に離職される方

令和3年4月2日（金）17:00必着

\*出勤簿の整理ができましたら、速やかに送信してください。

\*年度が変わるため、引き続き4/1から雇用予定の方も提出をお願いします。

## 2 月例報告について

令和2年度分における報告は、今回が最終となります。報告もれのないよう注意してください。

### (1) 月例報告入力票（令和3年3月実働分について）

#### ア 提出方法

必ず、FAXで送信してください。（送付票不要）

#### イ 提出期限

令和3年3月26日（金）17:00 必着

#### ウ 注意事項

最終日までの実働を見込みで3/26（金）17:00までに提出してください。

見込みで報告した実績に変更があった場合は、必ず3/31（水）12:00までに電話連絡をお願いします。

### (2) 月例報告で支払う手当の異動報告書

#### ア 提出方法及び注意事項

令和2年度実働分（令和2年4月～令和3年2月）についての報告もれがあった場合は、速やかに電話連絡をお願いします。その後、郵送してください。

#### イ 提出期限

令和3年3月26日（金）必着

## 3 その他事務連絡

### (1) 住民税の特別徴収について

令和3年3月～5月分の住民税は、3月の給与から一括で徴収します。

ただし、退職月の給与額が一括徴収の額よりも少ない場合は、普通徴収となり、後日、市町村から納税通知書が郵送されます。

なお、引き続き令和3年4月から小中学校課で雇用予定の方についても、一括徴収しますので、4、5月分の徴収はいたしません。

### (2) 採用時の出勤簿の提出について

期限付講師等に係る採用時の出勤簿については、提出の必要はありません。

提出先・問い合わせ先

〒780-8570

高知市丸ノ内1-7-52

高知県教育委員会事務局

小中学校課 総務担当

TEL：088-821-4735

FAX：088-821-4926